税目			課税標準額等	税率
市町村税	普通税	市町村民税	法人 1　均等割 （平成25年度納税義務者見込数3,420千人）	法人 1　均等割 標準税率 (イ) 資本金等の額が１千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人　年額 50,000円 (ロ) 資本金等の額が１千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人　年額 120,000円 (ハ) 資本金等の額が１千万円を超え１億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人　年額 130,000円 (ニ) 資本金等の額が１千万円を超え１億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人　年額 150,000円 (ホ) 資本金等の額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人　年額 160,000円 (ヘ) 資本金等の額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人　年額 400,000円 (ト) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人　年額 410,000円 (チ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人　年額 1,750,000円

税目			課税標準額等	税率
市町村税	普通税	市町村民税	2　法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	(リ) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人　年額 3,000,000円 制限税率　標準税率の1.2倍 2　法人税割 標準税率　100分の12.3 制限税率　100分の14.7
		固定資産税	土地、家屋又は償却資産の価格（適正な時価。土地及び家屋については、３年ごとに評価替え）	標準税率　100分の1.4
		交付金	国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格（住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの）	一定率　100分の1.4
		軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。）の台数	標準税率 1　原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（(ニ)に掲げるものを除く。）　年額1,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの　年額1,200円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもので一定のもの　年額2,500円 2　軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの（側車付のものを含む。）　年額2,400円 (ロ) 三輪のもの　年額3,100円 (ハ) 四輪以上のもの 乗用　営業用　年額5,500円 自家用　年額7,200円 貨物用　営業用　年額3,000円 自家用　年額4,000円 3　二輪の小型自動車　年額4,000円 制限税率　標準税率の1.5倍
		市たばこ町村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等　1,000本につき5,262円 旧三級品の紙巻たばこ　1,000本につき3,495円